

国民健康保険料が変わります

●保険料率・賦課限度額が変わります ()内は前年度 問合せ 市民課 ☎35-3137

平成30年度	所得割	資産割	均等割	平等割	賦課限度額
医療給付費分	5.45% (5.75%)	16.10% (24.00%)	26,900円 (29,100円)	20,600円 (22,700円)	58万円 (54万円)
後期高齢者支援金分	2.15% (1.35%)	5.80% (6.00%)	9,400円 (7,200円)	7,300円 (5,500円)	19万円 (19万円)
介護納付金分	1.55% (1.45%)	6.40% (6.60%)	10,700円 (10,700円)	6,000円 (5,700円)	16万円 (16万円)

●所得による保険料軽減対象が拡大されます 問合せ 市民課 ☎35-3137

均等割・平等 の軽減割合	世帯の合計所得(以下の計算式で算定した額に満たない場合に軽減されます)	
	前年度	今年度(平成30年度)
7割軽減	33万円	33万円
5割軽減	33万円+(27万円×被保険者数)	33万円+(27.5万円×被保険者数)
2割軽減	33万円+(49万円×被保険者数)	33万円+(50万円×被保険者数)

所得申告をしていないと軽減措置が適用されない場合があります。

問合せ 市民課 ☎35-3137

●保険料算定方式を見直します

これまで加入者の所得や資産に応じた「所得割」と「資産割」、加入世帯の構成人数などに応じた「均等割」と「平等割」で構成される4方式を採用していましたが、金融資産や市外の固定資産が対象とならないことなどの課題があることから、段階的に所得割を増やし、資産割を減らすことにより3年後の平成32年度には「資産割」を除いた3方式へと移行します。

高山市全体の保険料総額に占める割合					
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
応能	所得割	40%	43%	47%	50%
	資産割	10%	7%	3%	0%
応益	均等割	35%			
	平等割	15%			

●70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変更になります

平成30年8月診療分より、70歳以上の高額療養費の適用区分が下記のとおり変わります。69歳以下の方は、これまでの自己負担限度額と変わりません。

平成30年8月以降、一カ月に一カ所の医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、「**限度額適用認定証**」の交付を申請してください。

問合せ 市民課 ☎35-3003

【1カ月あたりの自己負担限度額】

平成30年8月診療分から

適用区分	外来・入院 (加入している健康保険の世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [多数回:140,100円] (※2)	
Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [多数回:93,000円] (※2)	
Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数回:44,400円] (※2)	
課税所得 145万円未満(※1)	18,000円 (年間限度額144,000円)※3	57,600円 [多数回:44,400円] (※2)
住民税非課税世帯Ⅱ		24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含みます。
 ※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
 ※3 8月~翌年7月までの外来受診の年間限度額があります。

8月以降必要な方は、8月になってから「限度額適用認定証」を申請してください。

70~74歳の国民健康保険に加入されている方へ

高齢受給者証(紫色)をお届けします。

8月1日から使用していただく新しい高齢受給者証(紫色)は、7月末までに、郵便局員が直接手渡しする「簡易書留郵便」でお届けします。長期間留守にされる方や、市役所または支所の窓口での受け取りを希望される方はお早めにご連絡ください。

※国民健康保険被保険者証(緑色)の有効期限は9月30日のため、9月下旬に新しい証をお届けします。

問合せ 市民課 ☎35-3137

今年度は制度改正と保険料算定方式の見直しにより、保険料率、賦課限度額、軽減基準が変更になりました。
 ご理解いただき、納付にご協力をお願いします。

保険料の決定通知書をお届けします(国民健康保険・介護保険)
 平成29年中の所得が確定し、平成30年度の保険料が決まりましたので、7月20日頃に、保険料の決定通知書(本算定分)をお届けします。保険料額や支払い方法などが記載されていますので、ご確認ください。

問合せ 国民健康保険について
 市民課 ☎35-3137
 介護保険について
 高齢介護課 ☎35-3178

保険料の納付は、便利な口座振替で!

手続きは、国保窓口または通帳をお持ちの金融機関へ、通帳とその届出印をご持参ください。